

京都府福祉のまちづくり条例

京都府福祉のまちづくり条例施行規則



目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 京都府福祉のまちづくり条例 | 1 |
| 京都府福祉のまちづくり条例施行規則 | 19 |
| 京都府福祉のまちづくり条例に基づく告示 | 55 |
| 特定まちづくり施設設置工事協議項目表 | 57 |

京都府福祉のまちづくり条例

平成7年3月14日 京都府条例第8号
改正 平成16年6月29日 京都府条例第26号
改正 平成18年12月20日 京都府条例第37号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

第1節 施策の基本方針（第6条）

第2節 府の施策（第7条 第13条）

第3章 まちづくり施設の整備（第14条 第16条）

第4章 特定まちづくり施設の整備

第1節 特定まちづくり施設（第17条）

第2節 設置の工事の協議等（第18条 第22条）

第3節 整備状況に関する調査等（第23条）

第4節 国等の施設の特例（第24条）

第5章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項（第25条 第37条）

第6章 車両等及び住宅の整備（第38条・第39条）

第7章 雑則（第40条・第41条）

附則

私たちは、心身に障害があっても、高齢になっても、地域社会を構成する一員として、安心して生活を営むことができ、自らの意思で自由に移動でき、社会に参加することのできるまちに暮らし続けたいと願っている。

そうしたまちの創出には、施設や交通機関等の整備を進めるとともに、多様な人が互いを理解し、日常的に交流し得る地域社会づくりを進めるという両面からの生活環境の整備が必要である。

長寿社会を迎えた今日、このような生活環境の整備に当たっては、障害者や高齢者が暮らしやすいまちはすべての府民にとっても暮らしやすいまちであるという府民共通の認識の下に、取り組むことが重要である。

また、こうした取組を通して、京都が有する歴史、文化、学術等の世界的な蓄積を、すべての人が共有し、享受し得る環境づくりを進めることも京都の課題である。

ここに、私たち京都府民は、互いの基本的人権を尊重し、福祉のまちづくりの実現に向け、一体となって、不断の努力を傾けることを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この条例において「まちづくり施設」とは、多数の者が利用する建築物、道路、公園及び駐車場をいう。

2 この条例において「事業者」とは、まちづくり施設の設置者又は管理者をいう。

(府の責務)

第2条 府は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、当該地域の実情に即した福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理するまちづくり施設を、すべての人が安全かつ快適に利用することができるようにするとともに、府又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(府民の責務)

第5条 府民は、福祉のまちづくりについての理解を深め、共に生き、共に支え合う社会連帯の心を持ってその推進に協力するものとする。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第6条 府は、福祉のまちづくりを推進するため、次に掲げる基本方針に基づき、施策を総合的に実施するものとする。

- (1) 障害者や高齢者をはじめすべての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う意識の高揚を図ること。
- (2) 障害者や高齢者をはじめすべての府民が安心して快適に暮らすことのできる社会生活の場の整備を図ること。
- (3) 障害者や高齢者をはじめすべての府民が自らの意思で自由に移動することのできる条件の整備を図ること。

第2節 府の施策

(広報及び情報の提供)

第7条 府は、すべての府民が福祉のまちづくりに関する理解を深めるために必要な広報及び情報の提供に努めるものとする。

(学習機会の充実)

第8条 府は、福祉のまちづくりに関し、府民の学習機会の充実に努めるものとする。

(人材の育成)

第8条の2 府は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な知識及び技能を有する者の育成に努めるものとする。

(まちづくり施設の整備)

第9条 府は、まちづくり施設の整備に当たっては、長期的な視点に立って、着実に整備の促進に努めるものとする。

(歴史的文化財に係る環境の整備)

第10条 府は、歴史的文化財に、すべての人が共に接することができるような環境の整備の促進に努めるものとする。

(調査及び研究)

第11条 府は、福祉のまちづくりの推進を図るため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 府は、市町村、事業者及び府民と密接に連携して、福祉のまちづくりを推進する体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 府は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第3章 まちづくり施設の整備

(まちづくり施設の整備)

第14条 事業者は、自ら設置し、又は管理するまちづくり施設について、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場等(以下「出入口等」という。)を、障害者や高齢者をはじめすべての人が利用する際の安全性及び利便性を実現するため整備すべき基準(以下「整備基準」という。)に適合させるよう努めなければならない。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理するまちづくり施設(用途及び規模を考慮して規則で定めるものに限る。)について、出入口等を、障害者や高齢者をはじめすべての人が利用する際により高い安全性及び利便性を実現するため整備することが望ましい基準(以下「整備誘導基準」という。)に適合させるよう努めなければならない。

3 第1項の整備基準及び前項の整備誘導基準は、別表第1に定める事項について、まちづくり施設の用途及び規模に応じて規則で定めるものとする。

4 前項の規定により整備基準を定めるに当たっては、小規模な施設等に対し必要な配慮をするものとする。

(まちづくり施設の維持保全等)

第15条 事業者は、まちづくり施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 事業者は、まちづくり施設を整備基準に適合させるまでの間、当該施設を、障害者や高齢者

をはじめすべての人が安全に利用できるよう配慮しなければならない。

3 何人も、まちづくり施設について、利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(整備基準適合証の交付)

第16条 事業者は、自ら設置し、又は管理するまちづくり施設を整備基準に適合させたときは、知事に対し、当該まちづくり施設が整備基準に適合していることを示す証票(次項において「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し整備基準適合証を交付するものとする。

3 前2項の規定の適用に当たっては、市町村が制定したまちづくり施設の整備に関する条例に規定する基準であって、整備基準と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものについては、整備基準とみなす。

第4章 特定まちづくり施設の整備

第1節 特定まちづくり施設

(特定まちづくり施設)

第17条 この章の規定は、まちづくり施設のうち、すべての人が社会生活を営む上でより重要と認められる施設(以下「特定まちづくり施設」という。)について適用する。

2 前項に規定する特定まちづくり施設は、別表第2のとおりとする。

第2節 設置の工事の協議等

(整備基準への適合)

第18条 第14条第1項の規定にかかわらず、事業者は、特定まちづくり施設を設置しようとするときは、規則に定める整備基準に適合させなければならない。ただし、地形又は敷地の状況その他やむを得ない事由により、当該整備基準に適合させることが困難であるときは、この限りでない。

(設置の工事の協議等)

第19条 事業者は、特定まちづくり施設の設置の工事を行うときは、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、その計画を知事に協議しなければならない。

2 前項の規定は、事業者が協議の終了した計画の変更(整備基準に係る事項の変更に限る。)をしようとするときに準用する。

3 事業者は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の協議に係る設置の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(報告及び調査)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定まちづくり施設の設置者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、特定まちづくり施設に立ち入り、当該特定まちづくり施

設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(勧告)

第21条 知事は、事業者が第19条第1項の規定による協議を行わずに当該特定まちづくり施設の設置の工事に着手したとき又は事業者が当該協議の内容と異なる工事を行ったと認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第22条 知事は、事業者が、正当な理由なく、前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る事業者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため意見の聴取を行わなければならない。

第3節 整備状況に関する調査等

(整備状況に関する調査等)

第23条 事業者は、自ら設置し、又は管理するこの条例施行の際現に存する特定まちづくり施設(設置の工事中のものを含む。)が、整備基準に適合しているかどうかを調査し、その整備状況の把握に努めるものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、規則で定めるところにより、前項の調査に係る報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告の内容について、当該報告を行った者に対し、必要な要請又は助言を行うことができる。

第4節 国等の施設の特例

(国等の施設の特例)

第24条 国、府、市町村又は規則で定める者については、第19条から第22条まで及び前条第3項の規定は適用しない。ただし、国、市町村又は規則で定める者が、特定まちづくり施設を設置しようとするときは、あらかじめ、知事にその計画を通知しなければならない。

- 2 知事は、前条第2項の規定による報告があったとき又は前項ただし書の規定による通知があったときは、当該報告又は通知に係る特定まちづくり施設の整備について、当該報告又は通知をした者に対し、必要な要請を行うことができる。

第5章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第25条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下

この章において「法」という。)第14条第3項の規定により法第2条第17号に規定する特別特定建築物(以下単に「特別特定建築物」という。)に追加する同条第16号に規定する特定建築物(以下単に「特定建築物」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第5条第1号に掲げる特定建築物を除く。)
- (2) 事務所(令第5条第8号に掲げる特定建築物を除く。)で、その床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この章において同じ。)の合計が3,000平方メートル以上のもの
- (3) 共同住宅又は寄宿舎で、その床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に掲げる特定建築物を除く。)
- (5) 自動車教習所又は学習塾

(建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない特別特定建築物の建築の規模)

第26条 法第14条第3項の規定により定める特別特定建築物(令第5条第11号及び第17号から第19号までに掲げるものを除く。)の建築の規模は、床面積の合計1,000平方メートルとする。

- 2 令第9条又は前項に規定する規模に満たない特別特定建築物(前条第1号、第4号及び第5号に掲げる特定建築物を含む。以下この項において同じ。)の建築のうち、当該特別特定建築物の床面積と当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築をする他の特別特定建築物の床面積との合計が2,000平方メートル以上の建築は、令第9条又は前項に規定する規模を満たしているものとみなす。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第27条 法第14条第3項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第36条までに定めるところによる。

(階段)

第28条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(以下単に「高齢者、障害者等」という。)が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)で知事が別に定めるものには、点状ブロック等(令第11条第2号に規定する点状ブロック等をいう。以下同じ。)を敷設すること。
- (3) 主たる階段は、回り階段でないこと。

(便所)

第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。

- 2 令第14条第1項第1号の規定により設ける車いす使用者用便所は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 便所及び当該便所が設けられている便所の出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。

- (2) 便房の出入口の戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とし、車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。
- 3 前項の車いす使用者用便房のうち1以上（便所に男子用及び女子用の区別があり、かつ、男女共用の車いす使用者用便房が設けられていない場合にあっては、それぞれ1以上）の内部は、その幅又は奥行きを180センチメートル以上とし、かつ、内のり面積を3.6平方メートル以上としなければならない。
- 4 令第14条第2項の規定により設ける床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のうち1以上に、手すりを設けなければならない。
- 5 第1項の便所で和式便器（腰掛便座が設けられていない便器をいう。以下同じ。）を設けた便房があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）に、手すりを設けなければならない。
- 6 第1項の便所で腰掛便座を設けた便房（車いす使用者用便房を除く。）があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）に、手すりを設けなければならない。
- 7 第1項の便所で洗面器又は手洗器があるものを設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けなければならない。
- 8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する便所に和式便器を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）に、足踏み部分に点状ブロック等を敷設しなければならない。男子用小便器及び洗面器又は手洗器についても、同様とする。

（浴室等）

第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、それらの床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 前項の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (3) 出入口は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、85センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（駐車場）

第31条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（全駐車台数が50台を超えるものに限る。）を設ける場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車場をいう。）以外の駐車場の駐車台数を上限として、当該各号に掲げる台数以上の台数の車いす使用者用駐車施設を設け

なければならない。

- (1) 全駐車台数が50台を超え200台以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た台数
- (2) 全駐車台数が200台を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た台数に2を加えた台数

(移動等円滑化経路)

第32条 移動等円滑化経路(令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。)

は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口で直接地上へ通じるもののうち1以上は、建築物の主要な出入口とし、その幅は、90センチメートル以上とすること。
- (2) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口に戸を設ける場合には、回轉形式としないこと。
- (3) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等の幅は、130センチメートル以上とすること。
- (4) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

エ 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

- (5) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(令第18条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

ア かご内の左右両側に、手すりを設けること。

イ かご及び昇降路の出入口に、利用者感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

ウ かご内に、車いす使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

エ かご内の車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話することができる機能(ボタンにより呼び出すことができるものに限る。)を有する装置を設けること。

オ 乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

カ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

キ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ク かご内及び乗降ロビーに設けるエの装置及び制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置にこれらの装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ケ 乗降ロビーには、点字により表示する制御装置の前に、点状ブロック等を敷設すること。

- コ 主として高齢者、障害者等が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものとする。
 - （ア） かごの幅は、140センチメートル以上とすること。
 - （イ） かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- （6） 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。
 - ア 幅は、130センチメートル以上とすること。
 - イ 傾斜路は、次に掲げるものとする。
 - （ア） 幅は、段に代わるものにあつては、130センチメートル以上とすること。
 - （イ） こう配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - （ウ） 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - （エ） 手すりを設けること。
 - （オ） 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。
 - （カ） 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- 2 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上は、令第18条第2項各号及び前項各号に掲げるものでなければならない。
 - （1） 建築物（第25条各号に掲げる特定建築物を除く。以下この項において同じ。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（令第18条第1項第1号に規定する利用居室を除く。以下「特定利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該特定利用居室までの経路
 - （2） 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 特定利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路
 - （3） 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から特定利用居室までの経路
- 3 前項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号に規定する基準によることが困難である場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
- 4 移動等円滑化経路又は第2項第1号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第6号に規定する基準によることが困難である場合における同項又は第2項の規定の適用については、令第18条第1項第1号及びこの条第2項第1号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあり、令第18条第1項第2号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
- 5 第2項各号に掲げる経路又はその一部が、移動等円滑化経路又はその一部となる場合における当該経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

(出入口までの経路)

第33条 道等から建築物の主要な出入口(所管行政庁(法第2条第1項第20号に規定する所管行政庁をいう。以下同じ。) が敷地の状況等によりやむを得ないと認める場合にあっては、当該敷地内の当該建築物の案内設備) までの経路のうち1以上は、令第21条第2項各号に掲げるものでなければならない。この場合において、同項第2号口中「国土交通大臣が定める部分」とあるのは、「知事が別に定める部分」とする。

(共同住宅等に係る基準の特例)

第34条 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路(以下この条において「特定経路」という。) にしなければならない。

- (1) 共同住宅若しくは寄宿舍又はホテル若しくは旅館(以下「共同住宅等」という。) に住戸又は客室(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸又は客室がある共同住宅等にあっては、地上階にあるものに限る。以下「住戸等」という。) を設ける場合 道等から当該住戸等までの経路
- (2) 共同住宅等の建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 住戸等(当該建築物に住戸等が設けられていない場合にあっては、道等。次号において同じ。) から当該車いす使用者用便房までの経路
- (3) 共同住宅等の建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から住戸等までの経路

2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- (2) 当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。こと。
 - ア 幅は、80センチメートル(共同住宅等の主要な出入口にあっては、90センチメートル) 以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (3) 当該特定経路を構成する廊下等は、第11条各号(共同住宅又は寄宿舍にあっては、同条第1号に限る。) 及び令第18条第2項第3号に掲げるものとする。こと。
- (4) 当該特定経路を構成する傾斜路は、次に掲げるものとする。こと。
 - ア 令第13条各号(共同住宅又は寄宿舍にあっては、同条第4号を除く。) 及び令第18条第2項第4号に掲げるものとする。こと。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。
 - エ 始点及び終点に、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (5) 当該特定経路を構成するエレベーター(次号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。) 及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。こと。
 - ア 令第18条第2項第5号(チを除く。) に掲げるものとする。こと。この場合において、同号イの基準の適用については、「利用居室」とあるのは、「利用居室、住戸若しくは客

室」とする。

イ 第32条第1項第5号(コを除く。)に掲げるものとする。

(6) 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第18条第2項第6号に掲げるものとする。

(7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第16条に掲げるものとするほか、次に掲げるものとする。

ア 令第18条第2項第7号ロ及びハに掲げるものとする。

イ 第32条第1項第6号ア及びイの(ウ)から(カ)までに掲げるものとする。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては130センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(イ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

3 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

4 特定経路又はその一部が、移動等円滑化経路若しくはその一部又は第32条第2項の規定により令第18条第2項及びこの条例第32条第1項の規定によらなければならないこととされる経路若しくはその一部となる場合における当該特定経路又はその一部については、前3項の規定は、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第35条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物(第25条各号に掲げる特定建築物を含む。)にすることを含む。以下「増築等」という。)をする場合には、第28条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 当該増築等に係る部分

(2) 道等から前号の部分にある利用居室、特定利用居室又は住戸等(以下この条において「利用居室等」という。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4) 第1号の部分にある利用居室等(当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。)から車いす使用者用便房(前号の便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

(6) 車いす使用者用駐車施設(前号の駐車場に設けられるものに限る。)から第1号の部分にある利用居室等までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第36条 第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に係る第28条から第32条ま

で及び前条の規定の適用については、第28条中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（以下単に「高齢者、障害者等」という。）が利用する」とあり、第29条から第32条まで及び前条中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（制限の緩和）

第37条 第25条から第35条までの規定は、所管行政庁が、これらの規定によることなく高齢者、障害者等若しくは多数の者が特定施設を円滑に利用することができることを認めるとき又は建築物若しくはその敷地の状況若しくは利用の目的上やむを得ないと認めるときは、適用しない。

第6章 車両等及び住宅の整備

（車両等の整備）

第38条 鉄道の車両、バス、タクシー、船舶等を所有し、又は管理する者は、障害者や高齢者をはじめすべての人が安全かつ快適に利用できるよう環境の整備に努めなければならない。

（住宅の整備）

第39条 すべての府民は、その居住する住宅について、自らの高齢化等に対応し、安心して快適に暮らすことのできるような環境づくりに心がけるものとする。

2 住宅を供給する事業を営む者は、居住者の高齢化等に配慮し、安全かつ快適に利用できるよう整備された住宅の供給に努めなければならない。

第7章 雑則

（適用除外）

第40条 市町村がまちづくり施設の整備に関する条例を制定した場合において、当該条例の規定で、第4章又は第5章の規定と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものが適用されるまちづくり施設の整備については、当該規定に相当する規則で定める規定は、適用しない。

（規則への委任）

第41条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置の工事中の施設で、この条例による改正後の京都府福祉のまち

づくり条例（以下「改正後の条例」という。）第17条に規定する特定まちづくり施設に新たに該当することになったものについては、改正後の条例第4章の規定は、適用しない。

3 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特別特定建築物（改正後の条例第25条で追加した法第2条第2号に規定する特定建築物を含む。）の建築で、この条例の施行の際現に工事中のものについては、改正後の条例第5章の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際現に存する法第2条第3号に規定する特別特定建築物で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第9号）附則第2条に規定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例第5章の規定は、適用しない。

（建築基準法施行条例の一部改正）

5 建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 特別の配慮を要する特殊建築物（第19条の2 - 第19条の11）

第3章の3 日影による中高層の建築物の高さの制限（第19条の12）」

を「第3章の2 日影による中高層の建築物の高さの制限（第19条の2）」に改める。

第14条第3項を削る。

第3章の2を削る。

第3章の3中第19条の12を第19条の2とする。

第3章の3を第3章の2とする。

第25条中「第19条の9」を「第19条」に、「、第18条及び第19条の2」を「及び第18条」に改める。

別表中「（第19条の12関係）」を「（第19条の2関係）」に改める。

（建築基準法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の建築基準法施行条例第3章の2の規定の適用を受けて工事中の建築物に対しては、同章の規定は、なおその効力を有する。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（京都府の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

8 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の35の項中「京都市」の右に「（条例別表第2の1の項に掲げる特定まちづくり施設に係る事務を除く。）」を加え、「別表第8の項から第11の項」を「別表第2の2の項から4の項」に改める。

（京都府の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都府福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定による計画の協議のあった特定まちづくり施設については、前項の規定による改正後の京都府の事務処理の特例に関する条例別表の35の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第37号）

- 1 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行の日から施行する。
- 2 法附則第4条第2項に規定する特別特定建築物の建築で、この条例の施行の際現に工事中のものについては、この条例による改正後の京都府福祉のまちづくり条例第5章の規定は適用せず、なお従前の例による。

別表第1(第14条関係)

- 1 出入口
- 2 廊下その他これに類するもの
- 3 階段(その踊場を含む。)
- 4 傾斜路(その踊場を含む。)
- 5 エレベーターその他の昇降機
- 6 便所
- 7 敷地内の通路
- 8 駐車場
- 9 浴室等
- 10 客席
- 11 ホテル又は旅館の客室
- 12 授乳場所
- 13 避難口誘導灯
- 14 歩道
- 15 園路
- 16 その他障害者や高齢者をはじめすべての人がまちづくり施設を利用する際の安全性及び利便性の観点から整備する必要がある事項

別表第2(第17条関係)

| 用途 | 規模 |
|---|---|
| 1 建築物 | |
| (1) 学校 | すべてのもの |
| (2) 病院又は診療所 | すべてのもの |
| (3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | すべてのもの |
| (4) 集会場又は公会堂 | すべてのもの |
| (5) 展示場 | すべてのもの |
| (6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | |
| ア 卸売市場、コンビニエンスストア、薬局若しくはドラッグストア又はスーパーマーケット | すべてのもの |
| イ アに規定するもの以外のもの | 当該用途に供する部分の床面積の合計（増築、改築、用途変更、大規模な修繕又は大規模な模様替えの場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積の合計をいう。以下「用途面積」という。）が200平方メートル以上のもの |
| (7) ホテル又は旅館 | すべてのもの |
| (8) 事務所 | |
| ア 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 | すべてのもの |
| イ アに規定するもの以外のもの | 用途面積が2,000平方メートル以上のもの |
| (9) 共同住宅又は寄宿舎 | 用途面積が2,000平方メートル以上又は住戸の数が50戸以上のもの |
| (10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの | すべてのもの |
| (11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | すべてのもの |
| (12) 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 | すべてのもの |
| (13) 博物館、美術館又は図書館 | すべてのもの |
| (14) 公衆浴場 | すべてのもの |
| (15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | 用途面積が200平方メートル以上のもの |

| | |
|---|---|
| <p>(16) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>ア 郵便局、銀行その他の金融機関の店舗、理髪店、美容院又は電気事業・ガス事業・電気通信事業に係る営業所</p> <p>イ アに規定するもの以外のもの</p> <p>(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>(18) 工場</p> <p>(19) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第5号に規定する旅客施設</p> <p>(20) 自動車の停留又は駐車のための施設</p> <p>(21) 公衆便所</p> <p>(22) 火葬場</p> <p>(23) 神社、寺院又は教会</p> <p>(24) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街</p> | <p>すべてのもの</p> <p>用途面積が200平方メートル以上のもの</p> <p>用途面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>用途面積が3,000平方メートル以上のもの</p> <p>すべてのもの</p> <p>駐車台数50台以上のもの</p> <p>すべてのもの</p> <p>すべてのもの</p> <p>用途面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>すべてのもの</p> |
| <p>2 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）</p> | <p>すべてのもの</p> |
| <p>3 公園</p> <p>(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>(2) 遊園地、動物園又は植物園（(1)に規定する都市公園に設けられる公園施設であるものを除く。）</p> | <p>すべてのもの</p> <p>すべてのもの</p> |
| <p>4 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のもの及び1の項の(20)に該当するものを除く。）</p> | <p>駐車台数50台以上のもの</p> |

備考

- 1 1の項の(3)、(5)から(7)まで、(12)及び(14)から(16)までに掲げる用途の2以上の用途に供する建築物のうち、当該2以上の用途に供する部分の用途面積が1,000平方メートル以上の建築物は、そのいずれかの用途に供する部分でそれぞれ規模の欄に掲げる規模未満であるものについても、当該規模を満たしているものとみなす。
- 2 「コンビニエンスストア」とは、飲食物品及び日用品の販売業を営む店舗（主として飲食物品を販売するものに限る。）のうち、売場の面積の合計が30平方メートル以上250平方メートル未満のもの（その大部分においてセルフサービス方式を採用しているものに限る。）で、かつ、1日の営業時間が14時間以上のものをいう。
- 3 「ドラッグストア」とは、医薬品の販売業を営む店舗で、売場の大部分においてセルフサービス方式を採用しているものをいう。
- 4 「スーパーマーケット」とは、飲食物品及び日用品の販売業を営む店舗（主として飲食物品を販売するものに限る。）で、売場の大部分においてセルフサービス方式を採用しているものをいう。

京都府福祉のまちづくり条例施行規則

平成 7 年 6 月 30 日 京都府規則第 25 号
 改正 平成 16 年 9 月 28 日 京都府規則第 32 号
 改正 平成 17 年 11 月 4 日 京都府規則第 53 号
 改正 平成 18 年 12 月 20 日 京都府規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都府福祉のまちづくり条例(平成 7 年京都府条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(整備基準)

第 2 条 条例第 14 条第 3 項及び第 18 条に規定する整備基準は、次の表の左欄に掲げるまちづくり施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| まちづくり施設の区分 | 整備基準 |
|---|---|
| 1 建築物 (1) 条例第 5 章の規定の適用を受ける建築物(条例別表第 2 の 1 の項の(19)に掲げる用途に供する建築物(以下「旅客施設」という。)を除く。) (2) (1)に規定する建築物以外のもの(旅客施設を除く。) (3) 旅客施設 | 別表第 1 の 1 の表に掲げる基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の規定により条例で付加した事項を含む。) 別表第 1 の 2 の表に掲げる基準 別表第 1 の 3 の表に掲げる基準 |
| 2 道路 | 別表第 2 に掲げる基準 |
| 3 公園 | 別表第 3 に掲げる基準 |
| 4 駐車場 | 別表第 4 に掲げる基準 |

(小規模な施設に係る基準の特例)

第 2 条の 2 次に掲げる建築物で、延べ面積が 500 平方メートル(第 5 号に掲げる建築物にあっては、50 平方メートル)未満のものに対する整備基準の適用に当たっては、別表第 5 の左欄に掲げる整備項目について、同表の中欄に定める場合においては、同表の右欄のとおりとする。

- (1) 条例別表第 2 の 1 の項の(2)に掲げる用途に供する建築物(病室を有する建築物を除く。)
- (2) 条例別表第 2 の 1 の項の(3)、(5)から(7)まで、(12)、(14)及び(15)に掲げる用途に供する建築物
- (3) 条例別表第 2 の 1 の項の(4)に掲げる用途に供する建築物(床面積が 200 平方メートル以上の集会室を有する建築物を除く。)
- (4) 条例別表第 2 の 1 の項の(16)に掲げる用途に供する建築物(同項の(16)のアの理髪店及び美容院並びに同項の(16)のイに掲げる用途に供する建築物に限る。)

- (5) 条例別表第2の1の項の(21)に掲げる用途に供する建築物
(整備誘導基準等)
- 第2条の3 条例第14条第2項に規定する用途及び規模を考慮して規則で定めるまちづくり施設は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例別表第2の1の項の(2)、(5)から(7)まで、(8)のア及び(11)から(16)までに掲げる用途に供するまちづくり施設で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- (2) 条例別表第2の1の項の(3)、(4)、(19)及び(24)並びに同表3の項の(2)に掲げる用途に供するまちづくり施設
- 2 条例第14条第3項に規定する整備誘導基準は、別表第6のとおりとする。
(整備基準とみなす市町村の条例の基準)
- 第2条の4 条例第16条第3項に規定する規則で定める基準は、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例(平成16年京都市条例第78号)第8条第1項前段に規定する基準とする。
(整備基準適合証の交付)
- 第3条 条例第16条第1項に規定する整備基準適合証の交付の請求は、整備基準適合証交付請求書(別記第1号様式)に、当該まちづくり施設が整備基準に適合していることを証する図書を添付して行わなければならない。
- 2 条例第16条第2項に規定する整備基準適合証の交付は、当該交付の対象となるまちづくり施設における整備基準適合証の表示方法について事業者と協議の上、行うものとする。
(設置の工事の協議)
- 第4条 条例第19条第1項の規定による協議は、特定まちづくり施設設置工事協議書(別記第2号様式)及び知事が別に定める図書に、次の表の左欄に掲げるまちづくり施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添付して行わなければならない。

| まちづくり施設の区分 | 添付図書 | |
|------------|------------------|---|
| | 種類 | 明示する事項 |
| 建築物 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、協議に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員 |
| | 縮尺200分の1以上の各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに壁及び開口部の位置 |
| 公園 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに主な出入口及び園路 |

| | | |
|-----|-------|--|
| 駐車場 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、駐車場の区域、駐車場に接する道路の位置及び幅員、駐車区画並びに土地の高低 |

2 条例第19条第2項において準用する同条第1項の規定による協議は、特定まちづくり施設設置工事変更協議書（別記第2号の2様式）及び知事が別に定める図書に、前項に規定する図書（変更に係るものに限る。）を添付して行わなければならない。

（工事完了の届出）

第5条 条例第19条第3項に規定する工事完了の届出は、特定まちづくり施設設置工事完了届出書（別記第3号様式）を提出して行わなければならない。

（身分証明書）

第6条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第4号様式のとおりとする。

（公表）

第7条 条例第22条第1項に規定する公表は、京都府公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 特定まちづくり施設の設置者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告に従わない旨の事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

（整備基準適合状況調査の報告）

第8条 条例第23条第2項に規定する整備基準適合状況調査の報告は、整備基準適合状況調査報告書（別記第5号様式）及び知事が別に定める図書を提出して行うものとする。

（国等に準じる者）

第9条 条例第24条第1項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (3) 京都府住宅供給公社及び京都市住宅供給公社
- (4) 京都府道路公社
- (5) 日本下水道事業団
- (6) 独立行政法人都市再生機構
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令の定めるところにより、国、府又は市町村とみなされて建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定が準用される公社等

（適用除外に係る市町村の条例）

第10条 条例第40条に規定する規則で定める市町村の条例の規定は次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該規定に相当する規則で定める規定は同表の右欄に掲げるとおり

とする。

| | |
|------------------------------------|-----------------|
| 条例の規定と同等以上の効果を有する市町村の条例の規定 | 適用しないこととする条例の規定 |
| 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第2章及び第3章の規定 | 第4章及び第5章の規定 |

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第37号)抄

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第32号)抄

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(京都府福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するまちづくり施設及び現に設置の工事中のまちづくり施設に対する、第1条の規定による改正後の京都府福祉のまちづくり条例施行規則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第44号)

1 この規則は、平成18年12月20日から施行する。

2 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間に設置の工事に着手する特定まちづくり施設に対する第1条の規定による改正後の京都府福祉のまちづくり条例施行規則第2条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

1 建築物（旅客施設を除く建築物で条例第5章の規定の適用を受けるもの）に係る整備基準

| 整備項目 | 整備基準 |
|------|--|
| 1 便所 | <p>条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）、同項の(8)のア、(13)若しくは(14)に掲げる用途、同項の(15)に掲げる用途（飲食店に限る。）若しくは同項の(16)に掲げる用途に供する建築物で用途面積が1,000平方メートル以上のもの又は同項の(12)に掲げる用途に供する建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場に限る。）で用途面積が2,000平方メートル以上のものに、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設け、かつ、当該便所及び当該便所が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。</p> |
| 2 客席 | <p>(1) 条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する建築物の客席に固定式の座席を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できる区画（以下「車いす使用者用区画」という。）を、全客席数に200分の1を乗じて得た数（当該数が2未満の場合にあつては2、10を超える場合にあつては10）以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用区画は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は85センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床面は、高低差がないものとする。</p> <p>(3) 建築物移動等円滑化基準に適合する客席の出入口と車いす使用者用区画との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ウ) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(カ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。</p> |

2 建築物（旅客施設を除く建築物で条例第5章の規定の適用を受けないもの）に係る整備基準

| 整備項目 | 整備基準 |
|------------------------------|---|
| 1 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。） | <p>多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 階段の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。</p> |
| 2 階段 | <p>多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 手すりを設ける。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> |
| 3 傾斜路 | <p>多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> |
| 4 便所 | <p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) (1)に定める便所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>（ア） 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>（イ） 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されていること。</p> <p>（ウ） 戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸）とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。</p> <p>(3) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりを配置した床置き式の小便器、壁掛</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| | <p>式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(4) 条例別表第2の1の項の(12)に掲げる用途に供する建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。））、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）又はボーリング場その他これらに類する運動施設に限る。）で用途面積が1,000平方メートル以上のものに、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。</p> |
| <p>5 敷地内の通路</p> | <p>多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>（ア） 手すりを設けること。</p> <p>（イ） 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>（ウ） 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>（ア） こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>（イ） その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> |
| <p>6 駐車場</p> | <p>(1) 多数の者が利用する駐車場（機械式のもの又は全駐車台数が50台未満のものを除く。）を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を、全駐車台数が100台未満の場合にあつては1以上、全駐車台数が100台以上の場合にあつては2以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> |
| <p>7 障害者や高齢者をはじめすべての人が利用しやすい経路</p> | <p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる経路のうち1以上を、障害者や高齢者をはじめすべての人が利用しやすい経路とすること。</p> <p>ア 建築物に、多数の者が利用する居室（共同住宅又は寄宿舎にあつては住戸、ホテル又は旅館にあつては客室を含む。以下「利用居室等」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空</p> |

- 地（以下「道等」という。）から当該利用居室等までの経路
- イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路
- ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路
- (2) 当該経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
- イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ウ 直接地上へ通じる出入口のうち1以上は、建築物の主要な出入口とすること。
- (3) 当該経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
- イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- エ 高低差がある場合には、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。
- (4) 当該経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項（アを除く。）の規定によるほか、次に掲げるものとする。
- ア 手すりを設けること。
- イ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- ウ こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- エ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- オ 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。
- (5) 当該経路を構成するエレベーター（(6)に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものとする。
- ア かごは、利用居室等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

オ かご内の車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長できる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話できる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する制御装置を設けること。

カ 乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長できる機能を有する制御装置を設けること。

キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ク 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

ケ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。

サ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

シ かご内に、車いす使用者が戸の開閉状態を確認できる鏡を設けること。

ス かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けること。

セ かご内の左右両側に、手すりを設けること。

(6) 当該経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第2項第6号に掲げるものとする。

(7) 当該経路を構成する敷地内の通路は、5の項（ウの（ア）を除く。）の規定によるほか、次に掲げるものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。

（ア） 手すりを設けること。

（イ） 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

（ウ） こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

| | |
|--------------------|---|
| | <p>(エ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(オ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。</p> <p>(8) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(7)の規定によることが困難である場合における(1)から(7)までの規定の適用については、(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあり、(1)のイ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p> |
| 8 視覚障害者が円滑に利用できる経路 | <p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路にすること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。</p> <p>ア 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合 道等から当該案内設備までの経路</p> <p>イ 案内設備を設けない場合 道等から当該建築物の主要な出入口までの経路</p> <p>(2) 当該経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 当該経路に、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上端に近接する部分</p> |
| 9 浴室等 | <p>(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> |
| 10 客席 | <p>(1) 条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する建築物の客席に固定式の座席を設ける場合には、車いす使用者用区画を、全客席数に20分の1を乗じて得た数(当該数が2未満の場合にあつては2、10を超える場合にあつては10)以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用区画は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は85センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>以上とすること。</p> <p>イ 床面は、高低差がないものとする。</p> <p>(3) 7の項の(2)の基準に適合する客席の出入口と車いす使用者用区画との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ウ) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(カ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。</p> |
|--|--|

備考

- 1 「視覚障害者誘導用ブロック等」とは、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。
- 2 「線状ブロック等」とは、視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 3 「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差の存在等の警告又は注意喚起を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。

3 旅客施設に係る整備基準

| 整備項目 | 整備基準 |
|-------|---|
| 1 通路 | <p>通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(イ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> |
| 2 階段 | <p>階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 両側に手すりを設ける。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を点字により表示すること。</p> <p>ウ 回り階段でないこと。</p> <p>エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>オ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>カ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>キ 両側に側壁又は立ち上がり部を設ける。</p> |
| 3 傾斜路 | <p>傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 両側に手すりを設ける。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設ける。</p> <p>エ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> |
| 4 便所 | <p>(1) 便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合には、手すりを配置した床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設ける。</p> <p>(2) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設ける。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) 戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 5の項の(1)に定める経路と車いす使用者用便房との間の経路</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>を構成する通路のうち1以上は、同項の(4)に掲げるものとする こと。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその 付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>オ 車いす使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗 器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方 式による水栓を設けること。</p> <p>(3) 1日当たりの乗降客が5,000人以上の旅客施設に便所を設ける 場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする こと。</p> <p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(男 子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上) 設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入 口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、か つ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、そ の旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児 のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所に その旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。</p> |
| <p>5 障害者 や高齢者 をはじめ すべての 人が円滑 に通行で きる経路</p> | <p>(1) 公共用通路(旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用 に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にある ものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路のうち、 乗降場ごとに1以上を、障害者や高齢者をはじめすべての人が円 滑に通行できる経路とすること。</p> <p>(2) 当該経路の床面に高低差がある場合には、傾斜路又はエレベ ーターを設けること。</p> <p>(3) 当該経路と公共用通路の出入口は、次に掲げるものとする こと。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使 用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高 低差がないこと。</p> <p>(4) 当該経路を構成する通路は、1の項の規定によるほか、次に掲 げるものとする こと。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の 理由によりやむを得ない場合にあっては、通路の末端付近及び50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けた上 で、幅を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使 用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高 低差がないこと。</p> <p>(5) 当該経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に 掲げるものとする こと。</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段 に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチ メートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75セン</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>チメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。</p> <p>(6) 当該経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごの幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。</p> <p>ウ かご内に、車いす使用者が戸の開閉状態を確認できる鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定するものについては、この限りでない。</p> <p>エ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p> <p>オ かご内の左右両側に手すりを設けること。</p> <p>カ かご及び昇降路の出入口の戸が開いている時間を延長できる機能を有するものとする。</p> <p>キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ク かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ケ かご内の車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長できる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話できる機能(ボタンにより呼び出すことができるものに限る。)を有する制御装置を設けること。</p> <p>コ 乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長できる機能を有する制御装置を設けること。</p> <p>サ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>シ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ス かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。</p> <p>セ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けること。</p> |
| <p>6 視覚障害者が円滑に通行できる経路</p> | <p>(1) 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(2) (1)の規定により視覚障害者誘導用ブロック等が敷設された通</p> |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>路等と5の項の(6)のサの基準に適合する乗降ロビーに設ける制御装置、7の項の(4)の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び8の項の(1)の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p> |
| 7 運行情報提供設備等 | <p>(1) 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。</p> <p>(2) エレベーターその他の昇降機、便所又は乗車券等販売所の付近には、それらの設備等がある旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通じる出入口(鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。(4)において同じ。)の付近には、エレベーターその他の昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、それらの設備等の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> |
| 8 乗車券等販売所、待合所及び案内所 | <p>(1) 乗車券等販売所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 5の項の(1)に定める経路と乗車券等販売所との間の経路を構成する通路のうち1以上は、同項の(4)に掲げるものとする。</p> <p>イ アに定める経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造とする場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 待合所又は案内所を設ける場合には、(1)に定める構造に準じたものとする。</p> |
| 9 鉄道駅及び軌道停留場 | <p>(1) 5の項の(1)に定める経路に改札口を設ける場合には、そのうち1以上は、幅を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) プラットホームは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声によ</p> |

| | |
|-------------|---|
| | り警告するための設備を設けること。ただし、ホームドア又は可動式ホームさくを設けたプラットホームについては、この限りでない。 |
| 10 バスターミナル | <p>バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の当該場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p> |
| 11 旅客船ターミナル | <p>(1) 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という。）を設置する場合には、当該乗降用設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ウ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、6の項の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設しないことができる。</p> <p>(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p> |

備考

- 1 「車両等」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第7号に規定する車両等をいう。
- 2 「視覚障害者誘導用ブロック等」とは、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。
- 3 「線状ブロック等」とは、視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 4 「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差の存在等の警告又は注意喚起を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 5 「鉄道駅」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 6 「軌道停留場」とは、軌道法（大正10年法律第76号）に基づく軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 7 「バスターミナル」とは、自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）に基づくバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 8 「旅客船ターミナル」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく輸送施設（船舶を除き、同法に基づく一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

別表第2（第2条関係）

道路に係る整備基準

| 整備項目 | 整備基準 |
|------|--|
| 歩道 | <p>歩道を設ける場合においては、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、車いす使用者が円滑に通行できるものとする。</p> <p>イ 表面は、平坦とし、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 車道とは、縁石、防護さく、植樹帯等により、分離すること。</p> <p>エ 車道を横断する部分においては、歩道と車道とを擦り付け、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 歩道のうち横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口及び視覚障害者用信号付加装置の設置されている横断歩道に接する部分には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> |

備考

- 1 「視覚障害者誘導用ブロック等」とは、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものをいう。
- 2 「線状ブロック等」とは、視覚障害者の誘導を行うために路面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の路面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 3 「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差の存在等の警告又は注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の路面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。

別表第3（第2条関係）

公園に係る整備基準

| 整備項目 | 整備基準 |
|-------|---|
| 1 出入口 | <p>1以上の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> |
| 2 園路 | <p>(1) 主要な園路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、滑りにくいものとする。</p> <p>エ 園路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスター及びつえが落ち込まないように配慮した溝ぶたを設けること。</p> <p>(2) 案内板を設ける場合には、点字により表示する等視覚障害者が円滑に利用できるものとする。</p> |
| 3 便所 | <p>(1) 便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 戸は、引き戸(構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸)とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。</p> <p>エ 2の項の(1)に定める園路と車いす使用者用便房との間の経路を構成する園路のうち1以上は、同項の(1)に掲げるものとする。</p> <p>(3) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりを配置した床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(4) 条例別表第2の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設に、便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上)設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。</p> |

別表第4（第2条関係）

駐車場に係る整備基準

| 整備項目 | 整備基準 |
|------|---|
| 駐車場 | <p>(1) 車いす使用者用駐車施設を、全駐車台数が100台未満の場合にあっては1以上、全駐車台数が100台以上の場合にあっては2以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設と駐車場の出入口との間の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) (2)のウに定める経路を構成する通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(カ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。</p> |

別表第5（第2条の2関係）
小規模施設に対する緩和基準

| 整備項目 | 緩和する場合 | 緩和基準 |
|-----------------------------|--|--|
| 1 便所 | 別表第1の2の表の4の項の(2)の規定によることが困難な場合 | <p>(1) 次に掲げるものとしてすることができる。</p> <p>ア 次に定める構造の便房（以下「手すり付き洋式便房」という。）を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>（ア）腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>（イ）戸は、内開き戸としないこと。</p> <p>イ 洗面器又は手洗器には、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。</p> <p>(2) (1)の場合において、別表第1の2の表の7の項の規定の適用については、同項中「車いす使用者用便房」とあるのは、「手すり付き洋式便房のある便所」とする。</p> |
| 2 障害者や高齢者をはじめすべての人が利用しやすい経路 | <p>玄関ホールで靴の着脱を行う利用形態の建築物であつて、当該玄関ホールにおいて別表第1の2の表の7の項の(3)のイの規定によることが困難な場合</p> <p>別表第1の2の表の7の項の(5)のウの規定によることが困難な場合</p> | <p>次に掲げるいずれかのものとしてすることができる。</p> <p>ア 当該玄関ホールに仮設の傾斜路又は手すりを設けること。</p> <p>イ 当該玄関ホールを、当該建築物内に常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できるようにすること。</p> <p>ウ 道等から当該玄関ホールまでの経路において、当該建築物内に常時勤務する者と通話できる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する設備を設けること。</p> <p>車いす使用者が乗降する際に当該建築物内に常時勤務する者による誘導が適切に実施される場合に限る。かごの奥行きは、115センチメートル以上とすることができる。</p> |
| 3 視覚障害者が円滑に利用できる経路 | 別表第1の2の表の8の項の規定によることが困難な場合 | <p>次のいずれかに該当する場合は、中欄の規定は適用しない。</p> <p>ア 道等から当該建築物内に常時勤務する者と通話できる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する設備まで容易に到達できる場合</p> <p>イ 道等から建築物の主要な出入口までの経路を、当該建築物内に常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できる場合</p> |

別表第6（第2条の3関係）

整備誘導基準

| 整備項目 | 整備誘導基準 |
|--------------|--|
| 1 便所 | <p>条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）若しくは同項の(8)のア、(13)若しくは(15)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が10,000平方メートル以上のもの又は同項の(19)若しくは同表の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設に、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア オストメイト（人工肛門又は人工膀胱^{ぼうこう}を使用する者をいう。）が円滑に利用できるものとして、フラッシュバルブ式汚物流し等が適切に配置された便房を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ アに定める便房を設けた便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> |
| 2 ホテル又は旅館の客室 | <p>(1) 条例別表第2の1の項の(7)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が5,000平方メートル以上のものには、車いす使用者用客室を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>（ア） 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>（イ） 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>（ウ） 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>（エ） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 浴室等は、次に掲げるものとする。</p> <p>（ア） 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>（イ） 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>（ウ） 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>（エ） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> |
| 3 授乳場所 | <p>(1) 条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）、同項の(8)のアに掲げる用途、同項の(12)に掲げる用途（遊技場を除く。）、同項の(13)に掲げる用途若しくは同項の(15)に掲げる用途（飲食店に限る。）に供する特定まちづくり施設で延べ面積が5,000平方メートル以上のもの又は同表の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあっては、授乳場所を1以上設けること。</p> <p>(2) 授乳場所は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア ベビーベッド、いす等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 授乳場所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> |

| | |
|----------|--|
| 4 避難口誘導灯 | <p>条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途（卸売市場を除く。）若しくは同項の(7)、(8)のア若しくは(11)から(16)までに掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの又は同項の(19)若しくは(24)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で自動火災報知設備を設けるものにあつては、点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯を設けること。</p> |
| 5 集団補聴設備 | <p>条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあつては、磁気ループ等の集団補聴設備を設けた客席を設けること。</p> |

別記

第1号様式(第3条関係)

整備基準適合証交付請求書

年 月 日

京都府知事 様

(市長)

請求者 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定により、次のとおり整備基準適合証の交付を、請求します。

| | | |
|---|-------------|--|
| 1 | まちづくり施設の所在地 | |
| 2 | まちづくり施設の名称 | |
| 3 | 主 要 用 途 | |
| 4 | 面 積 | 敷地面積 m ² 、延べ面積 m ² |
| 5 | 構 造 ・ 階 数 | 造 階建 |
| 6 | 工事着手・完了年月 | 着手 年 月・完了 年 月 |
| 7 | 連 絡 先 | 会社名 担当者名 電話番号 |
| | 受付年月日・番号 | 審査結果等 |
| | | |

注 印欄には、記入しないでください。

第2号様式（第4条関係）

（その1）

特定まちづくり施設設置工事協議書（建築物用）

年 月 日

京都府知事 様
（ 市長 ）

協議者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により、次のとおり協議します。

| | | | |
|------------|---|------------------------|----------------|
| 1 代 理 者 | 住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号 | | |
| 2 設 計 者 | 住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号 | | |
| 3 建築物の所在地 | | | |
| 4 工 事 種 別 | 新築 増築 改築 用途変更 大規模の修繕・模様替え | | |
| 5 敷地の用途地域 | | 6 敷地の面積 | m ² |
| 7 階 数 | 地上 階、地下 階 | 8 建築物の構造 | 造 |
| 9 主たる用途 | | 10 条例適用部分 の 用 途 | |
| 11 延べ面積 | m ² | 12 条例適用部分 の 延 べ 面 積 | m ² |
| 13 工 事 予 定 | 着工 年 月 日・完了 年 月 日 | | |

| | | |
|----------|---------|--|
| 受付年月日・番号 | 協議成立年月日 | |
| | | |

注 印欄には、記入しないでください。

(その2)

特定まちづくり施設設置工事協議書(公園用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により、次のとおり協議します。

| | |
|------------|------------------------------------|
| 1 代 理 者 | 住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊞ 電話番号 |
| 2 公園の所在地 | |
| 3 公園の名称 | |
| 4 公園の敷地の面積 | m ² |

| | | |
|----------|---------|--|
| 受付年月日・番号 | 協議成立年月日 | |
| | | |

注 印欄には、記入しないでください。

(その3)

特定まちづくり施設設置工事協議書(駐車場用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により、次のとおり協議します。

| | | |
|-----------------------|-----------------------------|---------------------|
| 1 代 理 者 | 住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 | ㊞ 電話番号 |
| 2 駐 車 場 の 所 在 地 | | |
| 3 駐 車 場 の 名 称 | | |
| 4 駐 車 場 の 敷 地 の 面 積 | | m ² |
| 5 駐 車 の 用 に 供 す る 部 分 | 駐車台数 | 台、面積 m ² |
| | うち機械式を除く部分 | 駐車台数 台 |

| | | |
|----------|---------|--|
| 受付年月日・番号 | 協議成立年月日 | |
| | | |

注 印欄には、記入しないでください。

第2号の2様式(第4条関係)

(その1)

特定まちづくり施設設置工事変更協議書(建築物用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第2項の規定により、次のとおり協議します。

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 代 理 者 | 住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号 |
| 2 | 設 計 者 | 住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号 |
| 3 | 建築物の所在地 | |
| 4 | 当初の協議の 受付番号 | 5 当初の協議の 成立年月日 |
| | | 年 月 日 |
| 6 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | | |

| | | |
|----------|---------|--|
| 受付年月日・番号 | 協議成立年月日 | |
| | | |

注 印欄には、記入しないでください。

(その2)

特定まちづくり施設設置工事変更協議書(公園用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名

Ⓔ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第2項の規定により、次のとおり協議します。

| | | | |
|----------------------------|------------------------------------|-------------------|-------|
| 1 代 理 者 | 住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 Ⓔ 電話番号 | | |
| 2 公園の所在地 | | | |
| 3 公園の名称 | | | |
| 4 当初の協議の 受付番号 | | 5 当初の協議の 成立年月日 | 年 月 日 |
| 6 変 更 の 内 容 | 変 更 前 | | 変 更 後 |
| | | | |

| | | |
|----------|---------|--|
| 受付年月日・番号 | 協議成立年月日 | |
| | | |

注 印欄には、記入しないでください。

(その3)

特定まちづくり施設設置工事変更協議書(駐車場用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第2項の規定により、次のとおり協議します。

| | | | |
|----------------------------|------------------------------------|-------------------|-------|
| 1 代 理 者 | 住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊞ 電話番号 | | |
| 2 駐車場の所在地 | | | |
| 3 駐車場の名称 | | | |
| 4 当初の協議の 受付番号 | | 5 当初の協議の 成立年月日 | 年 月 日 |
| 6 変 更 の 内 容 | 変 更 前 | | 変 更 後 |
| | | | |

| | | |
|----------|---------|--|
| 受付年月日・番号 | 協議成立年月日 | |
| | | |

注 印欄には、記入しないでください。

第3号様式（第5条関係）

特定まちづくり施設設置工事完了届出書

年 月 日

京都府知事 様
（ 市長 ）

届出者 住 所

氏 名 ㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第3項の規定により、次のとおり特定まちづくり施設の設置工事の完了を届け出ます。

| | |
|-----------|------------------|
| 1 施設の所在地 | |
| 2 施設の名称 | |
| 3 協議の受付番号 | |
| 4 協議成立年月日 | 年 月 日 |
| 5 工事完了年月日 | 年 月 日 |
| 6 連絡先 | 会社名 担当者名 電話番号 |
| 受付欄 | |
| | |

注 印欄には、記入しないでください。

第4号様式(第6条関係)

(表)

| 身分証明書 | | | | 第 | 号 |
|--|---|---|---|--------|---|
| 所 属 | | | | | |
| 職 名 | | | | | |
| 氏 名 | | | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 上記の者は、京都府福祉のまちづくり条例第20条第2項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。 | | | | | |
| 発行年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 有効期限 | 年 | 月 | 日 | | |
| | | | | 京都府知事 | 印 |
| | | | | (市長) | |

(裏)

京都府福祉のまちづくり条例(抜すい)

(報告及び調査)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定まちづくり施設の設置者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、特定まちづくり施設に立ち入り、当該特定まちづくり施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

整備基準適合状況調査報告書（建築物用）

年 月 日

京都府知事 様

報告者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第23条第2項の規定により、次のとおり報告します。

| | | | | |
|----|------------|------------------|-------------------|----------|
| 1 | 建築物の所在地 | | | |
| 2 | 建築物の名称 | | | |
| 3 | 敷地の用途地域 | 4 | 敷地の面積 m^2 | |
| 5 | 階 数 | 地上 階、地下 階 | 6 | 建築物の構造 造 |
| 7 | 主たる用途 | 8 | 条例適用部分の用途 | |
| 9 | 延べ面積 m^2 | 10 | 条例適用部分の延べ面積 m^2 | |
| 11 | 連絡先 | 会社名 担当者名 電話番号 | | |

| | |
|----------|--|
| 受付年月日・番号 | |
| | |

注 印欄には、記入しないでください。

(その2)

整備基準適合状況調査報告書(公園用)

年 月 日

京都府知事 様

報告者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第23条第2項の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|------------|---------------------|
| 1 公園の所在地 | |
| 2 公園の名称 | |
| 3 公園の敷地の面積 | m ² |
| 4 連 絡 先 | 会社名 担当者名 電話番号 |

| | |
|----------|--|
| 受付年月日・番号 | |
| | |

注 印欄には、記入しないでください。

(その3)

整備基準適合状況調査報告書(駐車場用)

年 月 日

京都府知事 様

報告者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第23条第2項の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1 駐 車 場 の 所 在 地 | |
| 2 駐 車 場 の 名 称 | |
| 3 駐 車 場 の 敷 地 の 面 積 | m ² |
| 4 駐 車 の 用 に 供 す る 部 分 | 駐車台数 台、 面積 m ² |
| うち機械式を除く部分 | 駐車台数 台 |
| 5 連 絡 先 | 会社名 担当者名 電話番号 |

| | |
|----------|--|
| 受付年月日・番号 | |
| | |

注 印欄には、記入しないでください。

京都府福祉のまちづくり条例に基づき点状ブロック等を敷設 しなければならない踊場の部分を定める告示

平成16年10月1日 京都府告示第569号

京都府福祉のまちづくり条例（平成7年条例第8号。以下「条例」という。）第28条第2号の規定により、点状ブロック等を敷設しなければならない踊場の部分を次のように定める。

段がある部分と連続して手すりを設けた段がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものを除く。

京都府福祉のまちづくり条例に基づき視覚障害者の利用上支障 がない部分を定める告示

平成16年10月1日 京都府告示第570号
改正 平成18年12月20日 京都府告示第648号

京都府福祉のまちづくり条例（平成7年条例第8号。以下「条例」という。）第33条の規定において読み替えて適用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第21条第2項第2号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分を次のように定める。

段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が次のいずれかに該当するもの

- 1 こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 2 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

特定まちづくり施設設置工事協議項目表
 (バリアフリー法・条例第5章の規定の適用**対象外**建築物用)

| | |
|---------|--|
| 建築物の名称 | |
| 建築物の所在地 | |

整備基準

1 一般基準
 各整備箇所(「すべての人が利用しやすい経路」上のものを含む。)に共通に適用される基準です。

| 整備項目 | | 整備基準 | 記入欄 | 審査 |
|---------------|------------|--|--|----|
| 廊下等 | | | | |
| 表面 | | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様: | |
| 注意喚起 | 場所 | 階段の上端の廊下等に点状ブロック等 | 有 無 | |
| 階段 | | | | |
| 手すり | | 設置 | 有 段鼻からの高さ()cm 無 | |
| 表面 | | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様: | |
| 段 | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様: | |
| | 構造 | つまずきにくい | 段鼻の突き出し: 有 無 蹴込板: 有 無 蹴込寸法: 2cm以下 2cm超え | |
| 注意喚起 | 場所 | 階段の上端の踊場に点状ブロック等 | 有 無 | |
| 主たる階段 | | 回り階段としない | 回り階段: 有 無 | |
| 傾斜路 | | | | |
| 傾斜路 | 手すり | 勾配 > 1/12、又は高さ > 16cmの傾斜部分に設置 | 有 無 | |
| | 表面 識別性 | 粗面、滑りにくい材料仕上げ 色の明度差が大きい等 | 仕様: 仕様: | |
| 便所 | | | | |
| 床の表面 | | 滑りにくい材料仕上げ | 仕様: | |
| 車いす使用者用便房 | 設置数 | 1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上) | 設置数: 共用() 男子() 女子() | |
| | 便座 | 腰掛便座 | 有 無 | |
| | 手すり | 設置 | 有 無 | |
| | 広さ | 車いす使用者の円滑な利用に十分な空間 | ()cm × ()cm | |
| | 出入口の幅 | 80cm以上 | 幅()cm | |
| | 出入口の戸 | 引き戸(構造上困難 外開き戸) | 引き戸 外開き戸 その他() | |
| 洗面器等の水栓 | | レバー式、光感知式等を1以上設置 | レバー式 光感知式 その他() | |
| 1以上の小便器 | | 手すりが配置された床置き式、壁掛式(受け口の高さが35cm以下)その他類する構造 | 手すり: 有 無 床置き式 壁掛式(受け口の高さが35cm以下) その他() | |
| 子育て支援設備 | ベビーチェア等 | 1以上(男女区別のある便房に設けるととき それぞれに1以上) 標識を掲示 | 設置場所(設置数): 車いす使用者用便房() 男子便所() 女子便所() 有 無 | |
| | ベビーベッド等 | 1以上 標識を掲示 | 設置場所(設置数): 車いす使用者用便房() 男子便所() 女子便所() その他() 有 無 | |
| 敷地内の通路 | | | | |
| 表面 | | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様: | |
| 段を設ける場合 | 手すり 識別性 | 設置 色の明度差が大きい等 | 有 無 仕様: | |
| | 構造 | つまずきにくい | 段鼻の突き出し: 有 無 蹴込板: 有 無 蹴込寸法: 2cm以下 2cm超え | |
| 傾斜路 | 手すり | 勾配 > 1/12、又は高さ > 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜部分に設置 | 有 無 | |
| | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様: | |

| 駐車場 | | | |
|--------------|--------|---------------------------------------|---------------------------|
| 車いす使用者用駐車施設 | 設置数 | ・全駐車台数50台以上 1以上 ・全駐車台数100台以上 2以上 | 全駐車台数() 設置数() |
| | 幅 | 350cm以上 | 幅()cm |
| | 表示 | 設置 | 有 無 |
| | 位置 | 2の の経路が短くなるように | 適 否 |
| 浴室等 | | | |
| 床の表面 | | 滑りにくい材料仕上げ | 仕様: |
| 車いす使用者対応の浴室等 | 設置数 | 1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上) | 設置数: 共用() 男子() 女子() |
| | 設備 | 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置 | 適 否 |
| | 広さ | 車いす使用者の円滑な利用に十分な空間 | 適 否 |
| | 出入口の幅 | 80cm以上 | 幅()cm |
| | 出入口の戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし | 適 否 高低差: 有 無 |
| 客席 | | | |
| 車いす使用者用区画 | 設置数 | 全客席数×1/200 以上 (2未満 2、10超 10) | 全客席数() 設置数() |
| | 1区画の広さ | 幅85cm以上、奥行き120cm以上 | 幅()cm、奥行き()cm |
| | 区画の床面 | 高低差なし | 高低差: 有 無 |
| | 区画への通路 | 幅120cm以上 | 幅()cm |
| | 通路の高低差 | 傾斜路を設置 | 高低差: 有 傾斜路: 有 無 無 |

2 すべての人が利用しやすい経路

右に掲げる経路を構成するものについて記入してください。

、 について、利用居室等がない場合は、「利用居室等」を「道等」と読み替えてください。

道等～利用居室等

車いす使用者用便房～利用居室等

車いす使用者駐車施設～利用居室等

| 整備項目 | 整備基準 | 記入欄 | 審査 |
|----------|------------------------------|--|-------------------------------------|
| 出入口 | | | |
| 建築物の出入口 | 幅 | 80cm以上 | 幅()cm |
| | 戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 | 自動 手動 取っ手: 棒状 押板 しゃ その他() |
| | | 回転形式としない 前後に高低差なし | 回転形式: 有 無 高低差: 有 無 |
| 主要な出入口 | 経路を構成する地上階の出入口の1以上は主要な出入口とする | 適 否 | |
| 居室の出入口 | 幅 | 80cm以上 | 幅()cm |
| | 戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 | 自動 手動 取っ手: 棒状 押板 しゃ その他() |
| | | 回転形式としない 前後に高低差なし | 回転形式: 有 無 高低差: 有 無 |
| 廊下等 | | | |
| 一般基準への適合 | 一般基準に適合するものであること | 適 否 | |
| 幅 | 120cm以上 | 幅()cm | |
| 車いす転回部分 | 50m以内毎に設置 | 有 無 | |
| 戸を設ける場合 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 | 適 否 | |
| | 前後に高低差なし | 高低差: 有 無 | |
| 高低差がある場合 | 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設 | 高低差: 有 傾斜路 エレベーター その他() 無 | |
| 傾斜路 | | | |
| 傾斜路 | 一般基準 | 一般基準に適合するものであること | 適 否 |
| | 手すり | 設置 | 有 無 |
| | 幅 | 120cm以上(階段に併設 90cm以上) | 幅()cm 階段に併設 |
| | 勾配 | 1/12以下 (高低差16cm以下 1/8以下) | 勾配() 高低差()cm |
| | 踊場 起点終点 | 高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上 車いすが停止可能な平坦部分を設置 | 踏幅()cm 有 無 |

| エレベーター | | | |
|----------------|------------|---|--|
| 停止階 | | 利用居室等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階 | 利用居室（住戸、客室）のある階 車いす使用者用便房のある階 車いす使用者用駐車施設のある階 地上階 |
| かご | 出入口の幅 | 80cm以上 | 幅（ ）cm |
| | 奥行き | 135cm以上 | 奥行き（ ）cm |
| | 車いす使用者用操作盤 | 利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長 ・かごの位置表示 ・インターホン | 床面からの高さ（ ）cm 戸の開放時間延長 かごの位置表示 インターホン |
| | 操作盤（上記以外） | 点字表示 | 有 無 |
| | 表示装置 | 停止予定階・現在位置 | 停止予定階 現在位置 |
| | 音声装置 | ・到着階及び戸の閉鎖 ・昇降方向（かご又は乗降ロビー） | 到着階 戸の閉鎖 昇降方向 |
| | 鏡 | 設置 | 有 無 |
| | 戸の閉鎖制止装置 | 感知式 | 有 無 |
| 乗降ロビー | 手すり | 左右両側に設置 | 有 無 |
| | 高低差 | 高低差なし | 高低差： 有 無 |
| | 広さ | 幅及び奥行き150cm以上 | 幅（ ）cm 奥行き（ ）cm |
| | 車いす使用者用操作盤 | 利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長 | 床面からの高さ（ ）cm 戸の開放時間延長 |
| | 操作盤（上記以外） | 点字表示 | 有 無 |
| | 表示装置 | 昇降方向 | 有 無 |
| 特殊な構造・使用形態の昇降機 | | | |
| 段差解消機 | | ・H12建設省告示第1413号第1第7号 ・かごの床面積0.84㎡以上 （乗降方向に応じて十分に確保） | 適 否 かごの床面積（ ）㎡ |
| 車いす使用者用エスカレーター | | H12建設省告示第1417号第1号ただし書き | 適 否 |
| 敷地内の通路 | | | |
| 一般基準への適合 | | 一般基準に適合するものであること | 適 否 |
| 幅 | | 120cm以上 | 幅（ ）cm |
| 車いす転回部分 | | 50m以内毎に設置 | 有 無 |
| 戸を設ける場合 | | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 | 適 否 |
| | | 前後に高低差なし | 高低差： 有 無 |
| 高低差がある場合 | | 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設 | 高低差： 有 傾斜路 エレベーター その他（ ） 無 |
| | | | 無 |
| 傾斜路 | 手すり | 設置 | 有 無 |
| | 幅 | 120cm以上（段に併設 90cm以上） | 幅（ ）cm 段に併設 |
| | 勾配 | 1/12以下 （高低差16cm以下 1/8以下） | 勾配（ ） 高低差（ ）cm |
| | 踊場 | 高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上 | 踏幅（ ）cm |
| | 起点終点 | 車いすが停止可能な平坦部分を設置 | 有 無 |

3 視覚障害者が円滑に利用できる経路

| 整備項目 | 整備基準 | 記入欄 | 審査 |
|----------|---|--|-------------------|
| 誘導が必要な経路 | 次のいずれかの経路の1以上 ・道等～案内設備 ・道等～建築物の主要な出入口 | 道等～案内設備 道等～建築物の主要な出入口 | |
| 誘導方法 | 視覚障害者誘導用ブロック等、又は音声その他 | 視覚障害者誘導用ブロック等 音声誘導装置 その他（ ） | |
| 注意喚起 | 場所 | 誘導経路を構成する敷地内通路の次の部分に点状ブロック等 ・車路に近接する部分 ・段の上端 | 車路に近接する部分 段の上端 |

整備誘導基準

| 整備項目 | | 整備誘導基準 | 記入欄 | 審査 |
|----------------|--------------|---------------------------------------|--|----|
| オストメイト対応 便所 | 設置数 | 1以上（男女区別あるとき それぞ れ1以上） | 設置数（ ） | |
| | 設備 | フラッシュバルブ式汚物流し等を適 切に配置 | 汚物流し パウチ洗浄水栓 給湯設備 荷物置き等の棚等 水石鹸入れ ペーパーホルダー 汚物入れ その他（ ） | |
| | 標識 | 掲示 | 有 無 | |
| 車いす使用 者用客室 | 設置数 | 1以上 | 設置数（ ） | |
| | 便所 | 腰掛便座 | 有 無 | |
| | | 手すり設置 | 有 無 | |
| | | 車いす使用者の円滑な利用に十分な 空間 | () cm × () cm | |
| | | 出入口の幅80cm以上 | 幅() cm | |
| | | 出入口の戸は自動又は開閉容易 | 良 否 | |
| | 浴室等 | 戸の前後に高低差なし | 高低差： 有 無 | |
| | | 浴槽、シャワー、手すり等を適切に 配置 | 良 否 | |
| | | 車いす使用者の円滑な利用に十分な 空間 | 良 否 | |
| | | 出入口の幅80cm以上 | 幅() cm | |
| 出入口の戸は自動又は開閉容易 | | 良 否 | | |
| 戸の前後に高低差なし | 高低差： 有 無 | | | |
| 授乳場所 | 設置数 | 1以上 | 設置数（ ） | |
| | 設備 | ベビーベッド、いす等を適切に配置 | ベビーベッド いす 流し台 洗面台 荷物置き その他（ ） | |
| | 標識 | 掲示 | 有 無 | |
| 避難口誘導灯 | 点滅機能及び音声誘導機能 | 点滅機能 音声誘導機能 | | |
| 集団補聴設備 | 磁気ループ等を設置 | 磁気ループ（ 敷設 携帯型 ） 赤外線送受信装置 その他（ ） | | |

【備考】

| 整備項目 | 整備基準への適が困難な理由等 | 代替措置等 | 審査 |
|------|----------------|-------|----|
| | | | |

注

- 1 記入欄（太枠内）に必要な事項を記入し、また、該当する項目にチェックしてください。
- 2 複数の整備項目がある場合は、最も条件の厳しいものについて記入してください。
（例1：出入口や廊下等の幅 最小のものの数値 例2：傾斜路の勾配 最大のものの数値）
- 3 備考欄には、整備基準への適が困難な場合や、整備基準に代わりそれと同等以上の措置を取ろうとする場合に記入するほか、適宜活用してください。
- 4 審査欄には記入しないでください。

特定まちづくり施設設置工事協議項目表
 (バリアフリー法・条例第5章の規定の適用**対象**建築物用)

| | |
|---------|--|
| 建築物の名称 | |
| 建築物の所在地 | |

整備基準

1 一般基準

各特定施設(「移動等円滑化経路・特定利用居室までの経路」又は「特定経路」上のものを含む。)に共通に適用される基準です。

| 整備項目 | 整備基準 | 記入欄 | 審査 |
|------|------|-----|----|
|------|------|-----|----|

| 廊下等 | | | |
|------------|---------|--|--|
| 表面 | | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様: |
| 注意喚起 | 場所 | 階段又は傾斜路の上端の廊下等に点状ブロック等 | 有 無 |
| 階段 | | | |
| 手すり | | 設置 | 有 段鼻からの高さ()cm 無 |
| 表面 | | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様: |
| 段 | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様: |
| | 構造 | つまずきにくい | 段鼻の突き出し: 有 無 蹴込板: 有 無 蹴込寸法: 2cm以下 2cm超え |
| 注意喚起 | 場所 | 階段の上端の踊場に点状ブロック等 | 有 無 |
| 主たる階段 | | 回り階段としない | 回り階段: 有 無 |
| 傾斜路 | | | |
| 傾斜路 | 手すり | 勾配>1/12、又は高さ>16cmの傾斜部分に設置 | 有 無 |
| | 表面 | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様: |
| | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様: |
| | 注意喚起 | 傾斜部分の上端の踊場に点状ブロック等 | 有 無 |
| 便所 | | | |
| 床の表面 | | 滑りにくい材料仕上げ | 仕様: |
| 車いす使用者用便房 | 設置数 | 1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上) | 設置数: 共用() 男子() 女子() |
| | 便座 | 腰掛便座 | 有 無 |
| | 手すり | 設置 | 有 無 |
| | 広さ | 幅又は奥行180cm以上、かつ、内法面積3.6㎡以上 | ()cm×()cm = ()㎡ |
| | 出入口の幅 | 85cm以上 | 幅()cm |
| | 出入口の戸 | 引き戸(構造上困難 外開き戸) 前後に高低差なし | 引き戸 外開き戸 その他() 高低差: 有 無 |
| その他の便房 | 和式便房 | 1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上)に手すりを設置 | 有 無 |
| | 洋式便房 | 1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上)に手すりを設置 | 有 無 |
| 洗面器等の水栓 | | レバー式、光感知式等を1以上設置 | レバー式 光感知式 その他() |
| 1以上の小便器 | | 手すりが配置された床置き式、壁掛式(受け口の高さが35cm以下)その他類する構造 | 手すり: 有 無 床置き式 壁掛式(受け口の高さが35cm以下) その他() |
| 点状ブロック等の敷設 | | 和式便器、小便器、洗面器又は手洗い器の足踏み部分 | 和式便器 小便器 洗面器又は手洗い器 |
| 子育て支援設備 | ベビーチェア等 | 1以上(男女区別のある便房に設けるととき それぞれに1以上) 標識を掲示 | 設置場所(設置数): 車いす使用者用便房() 男子便所() 女子便所() 有 無 |
| | ベビーベッド等 | 1以上 標識を掲示 | 設置場所(設置数): 車いす使用者用便房() 男子便所() 女子便所() その他() 有 無 |

| 敷地内の通路 | | | |
|--------------|--------|--|---------------------------------|
| 表面 | | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様： 有 無 |
| 段を設ける場合 | 手すり | 設置 | 仕様： 有 無 |
| | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 段鼻の突き出し： 有 無 |
| 傾斜路 | 構造 | つまずきにくい | 蹴込板： 有 無 |
| | 手すり | 勾配 > 1/12、又は高さ > 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜部分に設置 | 蹴込寸法： 2 cm以下 2 cm超え |
| | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様： 有 無 |
| 浴室等 | | | |
| 床の表面 | | 滑りにくい材料仕上げ | 仕様： 設置数：共用() 男子() 女子() |
| 車いす使用者対応の浴室等 | 設置数 | 1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上) | 適 否 |
| | 設備 | 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置 | 適 否 |
| | 広さ | 車いす使用者の円滑な利用に十分な空間 | 適 否 |
| | 出入口の幅 | 85cm以上 | 幅() cm |
| | 出入口の戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 回転形式としない 前後に高低差なし | 適 否 回転形式： 有 無 高低差： 有 無 |
| 駐車場 | | | |
| 車いす使用者用駐車施設 | 設置数 | ・全駐車台数200台以下 全駐車台数×1/50 以上 ・全駐車台数200台超 2 + 全駐車台数×1/100 以上 | 全駐車台数() 設置数() |
| | 幅 | 350cm以上 | 幅() cm |
| | 表示 | 設置 | 有 無 |
| | 位置 | 2の又は4のの経路が短くなるように | 適 否 |
| 客席 | | | |
| 車いす使用者用区画 | 設置数 | 全客席数×1/200 以上 (2未満 2、10超 10) | 全客席数() 設置数() |
| | 1区画の広さ | 幅85cm以上、奥行き120cm以上 | 幅() cm、奥行き() cm |
| | 区画の床面 | 高低差なし | 高低差： 有 無 |
| | 区画への通路 | 幅120cm以上 | 幅() cm |
| | 通路の高低差 | 傾斜路を設置 | 高低差： 有 無 傾斜路： 有 無 |

2 移動等円滑化経路・特定利用居室までの経路

右に掲げる経路を構成するものについて記入してください。
、 について、(特定)利用居室がない場合は、「(特定)利用居室」を「道等」と読み替えてください。

道等～(特定)利用居室
車いす使用者用便房～(特定)利用居室
車いす使用者用駐車施設～(特定)利用居室

| 整備項目 | 整備基準 | 記入欄 | 審査 |
|------------------|-----------------------------------|--|---|
| 段差解消 | | | |
| 経路上の階段又は段の原則設置禁止 | 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合はこの限りでない | 建築物内： 傾斜路 エレベーター その他() 敷地内の通路： 傾斜路 エレベーター その他() | |
| 出入口 | | | |
| 建築物の出入口 | 主要な出入口 | 経路を構成する地上階の出入口の1以上は主要な出入口とする | 適 否 |
| | 幅 | 上記出入口の幅90cm以上 | 幅() cm |
| | 戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 回転形式としない 前後に高低差なし | 自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃも その他() 回転形式： 有 無 高低差： 有 無 |
| | 幅 | 80cm以上 | 幅() cm |
| 利用居室・特定利用居室の出入口 | 戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 回転形式としない 前後に高低差なし | 自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃも その他() 回転形式： 有 無 高低差： 有 無 |

| 廊下等 | | | | |
|----------------|---|--|---|--|
| 一般基準への適合 | 一般基準に適合するものであること | 適 否 | | |
| 幅 | 130cm以上 | 幅 () cm | | |
| 車いす転回部分 | 50m以内毎に設置 | 有 無 | | |
| 戸を設ける場合 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし | 適 否 高低差： 有 無 | | |
| 傾斜路 | | | | |
| 傾斜路 | 一般基準 | 一般基準に適合するものであること | 適 否 | |
| | 手すり | 設置 | 有 無 | |
| | 幅 | 130cm以上（階段に併設 90cm以上） | 幅 () cm 階段に併設 | |
| | 勾配 | 1/12以下 （高低差16cm以下 1/8以下） | 勾配 () 高低差 () cm | |
| | 踊場 | 高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上 | 踏幅 () cm | |
| | 立ち上がり等 起点終点 | 両側に側壁又は立ち上がり部を設置 車いすが停止可能な平坦部分を設置 | 有 無 有 無 | |
| エレベーター | | | | |
| 停止階 | 利用居室・特定利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階 | 利用居室・特定利用居室のある階 車いす使用者用便房のある階 車いす使用者用駐車施設のある階 地上階 | | |
| かご | 出入口の幅 | 80cm以上 | 幅 () cm | |
| | 奥行き | 135cm以上 | 奥行き () cm | |
| | 幅 | 140cm以上 | 幅 () cm | |
| | 構造 | 車いすの転回に支障がない構造 | 適 否 | |
| | 車いす使用者用操作盤 | 利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長 ・かごの位置表示 ・インターホン | 床面からの高さ () cm 戸の開放時間延長 かごの位置表示 インターホン | |
| | 操作盤（上記以外） | 点字表示 | 有 無 | |
| | 表示装置 | 停止予定階・現在位置 | 停止予定階 現在位置 | |
| | 音声装置 | ・到着階及び戸の閉鎖 ・昇降方向（かご又は乗降ロビー） | 到着階 戸の閉鎖 昇降方向 | |
| | 鏡 | 設置 | 有 無 | |
| | 戸の閉鎖制止装置 | 感知式 | 有 無 | |
| 乗降ロビー | 手すり | 左右両側に設置 | 有 無 | |
| | 高低差 | 高低差なし | 高低差： 有 無 | |
| | 広さ | 幅及び奥行き150cm以上 | 幅 () cm 奥行き () cm | |
| | 車いす使用者用操作盤 | 利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長装置 | 床面からの高さ () cm 戸の開放時間延長 | |
| | 操作盤（上記以外） | ・点字表示 ・前の床面に点状ブロック等 | 点字表示： 有 無 点状ブロック等： 有 無 | |
| | 表示装置 | 昇降方向 | 有 無 | |
| 特殊な構造・使用形態の昇降機 | | | | |
| 段差解消機 | ・H12建設省告示第1413号第1第7号 ・かごの床面積0.84㎡以上 （乗降方向に応じて十分に確保） | 適 否 かごの床面積 () ㎡ | | |
| 車いす使用者用エスカレーター | H12建設省告示第1417号第1号ただし書き | 適 否 | | |
| 敷地内の通路 | | | | |
| 一般基準への適合 | 一般基準に適合するものであること | 適 否 | | |
| 幅 | 130cm以上 | 幅 () cm | | |
| 車いす転回部分 | 50m以内毎に設置 | 有 無 | | |
| 戸を設ける場合 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし | 適 否 高低差： 有 無 | | |
| 傾斜路 | 手すり | 設置 | 有 無 | |
| | 幅 | 130cm以上（段に併設 90cm以上） | 幅 () cm 段に併設 | |
| | 勾配 | 1/15以下 （高低差16cm以下 1/8以下） | 勾配 () 高低差 () cm | |
| | 踊場 | 高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上 | 踏幅 () cm | |
| | 立ち上がり等 起点終点 | 両側に側壁又は立ち上がり部を設置 車いすが停止可能な平坦部分を設置 | 有 無 有 無 | |

3 視覚障害者利用円滑化経路

| 整備項目 | | 整備基準 | 記入欄 | 審査 |
|----------|----|---|-----------------------------------|----|
| 誘導が必要な経路 | | 次のいずれかの経路の1以上 ・道等～屋内の案内設備 ・道等～建築物の主要な出入口 | 道等～屋内の案内設備 道等～建築物の主要な出入口 | |
| 誘導方法 | | 視覚障害者誘導用ブロック等、又は音声その他 | 視覚障害者誘導用ブロック等 音声誘導装置 その他() | |
| 注意喚起 | 場所 | 誘導経路を構成する敷地内通路の次の部分に点状ブロック等 ・車路に近接する部分 ・段、傾斜部分の上端 | 車路に近接する部分 段の上端 傾斜部分の上端 | |

4 特定経路

「共同住宅若しくは寄宿舎」又は「ホテル若しくは旅館」の場合、右に掲げる経路を構成するものについて記入してください。

道等～住戸等
車いす使用者用便房～住戸等
車いす使用者用駐車施設～住戸等

| 整備項目 | | 整備基準 | 記入欄 | 審査 |
|------------------|------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|----|
| 段差解消 | | | | |
| 経路上の階段又は段の原則設置禁止 | | 傾斜路又は昇降機を併設する場合はこの限りでない | 建築物内：傾斜路 昇降機 敷地内の通路：傾斜路 昇降機 | |
| 出入口 | | | | |
| 建築物の出入口 | 幅 | 主要な出入口の幅90cm以上 | 幅()cm | |
| | 戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 | 自動 手動 取っ手：棒状 押板 しゃべり その他() | |
| | | 回転形式としない 前後に高低差なし | 回転形式：有 無 高低差：有 無 | |
| 住戸等の出入口 | 幅 | 80cm以上 | 幅()cm | |
| | 戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 | 自動 手動 取っ手：棒状 押板 しゃべり その他() | |
| | | 回転形式としない 前後に高低差なし | 回転形式：有 無 高低差：有 無 | |
| 廊下等 | | | | |
| 表面 | | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様： | |
| 注意喚起 | 場所 | 階段又は傾斜路の上端の廊下等に点状ブロック等（共同住宅又は寄宿舎を除く） | 有 無 | |
| 幅 | | 120cm以上 | 幅()cm | |
| 車いす転回部分 | | 50m以内毎に設置 | 有 無 | |
| 戸を設ける場合 | | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし | 適 否 高低差：有 無 | |
| 傾斜路 | | | | |
| 傾斜路 | 手すり | 設置 | 有 無 | |
| | 表面 | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様： | |
| | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様： | |
| | 注意喚起 | 傾斜部分の上端の踊場に点状ブロック等（共同住宅又は寄宿舎を除く） | 廊下等 踊場 | |
| | 幅 | 120cm以上（階段に併設 90cm以上） | 幅()cm 階段に併設 | |
| | 勾配 | 1/12以下 （高低差16cm以下 1/8以下） | 勾配() 高低差()cm | |
| | 踊場 | 高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上 | 踏幅()cm | |
| 立ち上がり等 | 両側に側壁又は立ち上がり部を設置 | 有 無 | | |
| 起点終点 | 車いすが停止可能な平坦部分を設置 | 有 無 | | |

| エレベーター | | | |
|----------------|------------|---|--|
| 停止階 | | 利用居室・住戸又は客室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階 | 利用居室・住戸又は客室のある階 車いす使用者用便房のある階 車いす使用者用駐車施設のある階 地上階 |
| かご | 出入口の幅 | 80cm以上 | 幅()cm |
| | 奥行き | 135cm以上 | 奥行き()cm |
| | 車いす使用者用操作盤 | 利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長 ・かごの位置表示 ・インターホン | 床面からの高さ()cm 戸の開放時間延長 かごの位置表示 インターホン |
| | 操作盤(上記以外) | 点字表示 | 有 無 |
| | 表示装置 | 停止予定階・現在位置 | 停止予定階 現在位置 |
| | 音声装置 | ・到着階及び戸の閉鎖 ・昇降方向(かご又は乗降口ビー) | 到着階 戸の閉鎖 昇降方向 |
| | 鏡 | 設置 | 有 無 |
| 乗降口ビー | 戸の閉鎖制止装置 | 感知式 | 有 無 |
| | 手すり | 左右両側に設置 | 有 無 |
| | 高低差 | 高低差なし | 高低差：有 無 |
| | 広さ | 幅及び奥行き150cm以上 | 幅()cm 奥行き()cm |
| | 車いす使用者用操作盤 | 利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長装置 | 床面からの高さ()cm 戸の開放時間延長 |
| | 操作盤(上記以外) | ・点字表示 ・前の床面に点状ブロック等 | 点字表示：有 無 点状ブロック等：有 無 |
| | 表示装置 | 昇降方向 | 有 無 |
| 特殊な構造・使用形態の昇降機 | | | |
| 段差解消機 | | ・H12建設省告示第1413号第1第7号 ・かごの床面積0.84㎡以上 (乗降方向に応じて十分に確保) | 適 否 かごの床面積()㎡ |
| 車いす使用者用エスカレーター | | H12建設省告示第1417号第1号ただし書き | 適 否 |
| 敷地内の通路 | | | |
| 表面 | | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様： |
| 幅 | | 130cm以上 | 幅()cm |
| 車いす転回部分 | | 50m以内毎に設置 | 有 無 |
| 戸を設ける場合 | | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし | 適 否 高低差：有 無 |
| | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様： |
| 傾斜路 | 手すり | 設置 | 有 無 |
| | 幅 | 130cm以上(段に併設 90cm以上) | 幅()cm 段に併設 |
| | 勾配 | 1/12以下 (高低差16cm以下 1/8以下) | 勾配() 高低差()cm |
| | 踊場 | 高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上 | 踏幅()cm |
| | 立ち上がり等 | 両側に側壁又は立ち上がり部を設置 | 有 無 |
| 段を設ける場合 | 起点終点 | 車いすが停止可能な平坦部分を設置 | 有 無 |
| | 手すり | 設置 | 有 無 |
| | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様： |
| | 構造 | つまずきにくい | 段鼻の突き出し：有 無 蹴込板：有 無 蹴込寸法： 2cm以下 2cm超え |

整備誘導基準

| 整備項目 | | 整備誘導基準 | 記入欄 | 審査 |
|-------------------|--------------|-------------------------------------|--|----|
| オストメイト対応 便所 | 設置数 | 1以上（男女区別あるとき それぞ れ1以上） | 設置数（ ） | |
| | 設備 | フラッシュバルブ式汚物流し等を適 切に配置 | 汚物流し パウチ洗浄水栓 給湯設備 荷物置き等の棚等 水石鹸入れ ペーパーホルダー 汚物入れ その他（ ） | |
| | 標識 | 掲示 | 有 無 | |
| 車いす使用 者用客 室 | 設置数 | 1以上 | 設置数（ ） | |
| | 便所 | 腰掛便座 | 有 無 | |
| | | 手すり設置 | 有 無 | |
| | | 車いす使用者の円滑な利用に十分な 空間 | () cm × () cm | |
| | | 出入口の幅80cm以上 | 幅() cm | |
| | | 出入口の戸は自動又は開閉容易 戸の前後に高低差なし | 良 否 高低差： 有 無 | |
| | 浴室等 | 浴槽、シャワー、手すり等を適切に 配置 | 良 否 | |
| | | 車いす使用者の円滑な利用に十分な 空間 | 良 否 | |
| | | 出入口の幅80cm以上 | 幅() cm | |
| | | 出入口の戸は自動又は開閉容易 戸の前後に高低差なし | 良 否 高低差： 有 無 | |
| 設置数 | | 1以上 | 設置数（ ） | |
| 授乳場所 | 設備 | ベビーベッド、いす等を適切に配置 | ベビーベッド いす 流し台 洗面台 荷物置き その他（ ） | |
| | 標識 | 掲示 | 有 無 | |
| 避難口誘導灯 | 点滅機能及び音声誘導機能 | 点滅機能 音声誘導機能 | | |
| 集団補聴設備 | 磁気ループ等を設置 | 磁気ループ（敷設 携帯型） 赤外線送受信装置 その他（ ） | | |

【備考】

| 整備項目 | 整備基準への適合が困難な理由等 | 代替措置等 | 審査 |
|------|-----------------|-------|----|
| | | | |

注

- 1 記入欄（太枠内）に必要な事項を記入し、また、該当する項目にチェックしてください。
- 2 複数の整備項目がある場合は、最も条件の厳しいものについて記入してください。
（例1：出入口や廊下等の幅 最小のものの数値 例2：傾斜路の勾配 最大のものの数値）
- 3 備考欄には、整備基準への適合が困難な場合や、整備基準に代わりそれと同等以上の措置を取ろうとする場合に記入するほか、適宜活用してください。
- 4 審査欄には記入しないでください。

特定まちづくり施設設置工事協議項目表

(旅客施設用)

| | |
|----------|--|
| 旅客施設の名称 | |
| 旅客施設の所在地 | |

整備基準

1 一般基準

各整備箇所（「すべての人が円滑に通行できる経路」上のものを含む。）に共通に適用される基準です。

| 整備項目 | 整備基準 | 記入欄 | 審査 |
|------------------|----------------------------|--|---|
| 通路 | | | |
| 表面 | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様： | |
| 段がある部分 | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様： |
| | 構造 | つまずきにくい | 段鼻の突き出し： 有 無 蹴込板： 有 無 蹴込寸法： 2 cm以下 2 cm超え |
| 階段 | | | |
| 手すり | 設置 | 両側に設置 | 有 無 段鼻からの高さ（ ）cm |
| | 端部付近 | 階段の通じる場所を点字表示 | 有 無 |
| 構造 | 回り階段としない | 回り階段： 有 無 | |
| 表面 | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様： | |
| 段 | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様： |
| | 構造 | つまずきにくい | 段鼻の突き出し： 有 無 蹴込板： 有 無 蹴込寸法： 2 cm以下 2 cm超え |
| 立ち上がり等 | 両側に側壁又は立ち上がり部を設置 | 有 無 | |
| 傾斜路 | | | |
| 傾斜路 | 手すり | 両側に設置 | 有 無 |
| | 表面 | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様： |
| | 立ち上がり等 | 両側に側壁又は立ち上がり部を設置 | 有 無 |
| | 識別性 | 色の明度差が大きい等 | 仕様： |
| 便所 | | | |
| 便所共通 | 出入口付近の案内板等 | 男女区別及び便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示す設備を設置 | 男女区別 便所の構造 音 点字 その他（ ） |
| | 床の表面 | 滑りにくい材料仕上げ | 仕様： |
| 小便器 | 手すり | 手すりが配置された床置き、壁掛式（受け口の高さが35cm以下）その他類する構造のものを1以上 | 手すり： 有 無 床置き 壁掛式（受け口の高さが35cm以下） その他（ ） |
| | 設置数 | 1以上（男女区別あるとき それぞれ1以上） | 設置数： 共用（ ） 男子（ ） 女子（ ） |
| 車いす使用者用便房 | 便座 | 腰掛便座 | 有 無 |
| | 手すり | 設置 | 有 無 |
| | 広さ | 車いす使用者の円滑な利用に十分な空間 | （ ）cm × （ ）cm |
| | 出入口の幅 | 80cm以上 | 幅（ ）cm |
| | 出入口の戸 | 引き戸（構造上困難 外開き戸） | 引き戸 外開き戸 その他（ ） |
| | 標識 | 前後に高低差なし | 高低差： 有 無 |
| 便房への経路 | 1の経路の「通路」に同じ | 有 無 適 否 | |
| 洗面器等の水栓 | | | |
| | | レバー式、光感知式等を1以上設置 | レバー式 光感知式 その他（ ） |
| 子育て支援設備 | ベビーチェア等 | 1以上（男女区別のある便房に設けるととき それぞれに1以上） | 設置場所（設置数）： 車いす使用者用便房（ ） 男子便所（ ） 女子便所（ ） |
| | ベビーベッド等 | 1以上 | 設置場所（設置数）： 車いす使用者用便房（ ） 男子便所（ ） 女子便所（ ） その他（ ） |
| | | 標識を掲示 | 有 無 |
| | | 標識を掲示 | 有 無 |
| 運行情報提供設備等 | | | |
| 運行情報提供設備 | 文字等による表示設備及び音声による情報提供設備を設置 | 文字等による設備 音声による設備 | |

| | | | | | |
|------------------|-------------------|-----------------------------|---------------------------------------|--|--|
| 標識 | 掲示場所 | エレベーターその他の昇降機、便所、乗車券等販売所の付近 | 適 否 | | |
| | 表示内容 | 上記の設備等がある旨 | エレベーター エスカレーター 便所 乗車券等販売所 | | |
| 案内板等 | 設置場所 | 公共用通路の出入口（改札口）付近 | 出入口 改札口 | | |
| | 表示内容 | エレベーターその他の昇降機、便所、乗車券等販売所の配置 | 案内板等： 有 無 不要（容易に視認可能） | | |
| 視覚障害者への案内 | 設置場所 | 公共用通路の出入口（改札口）付近 その他 | 出入口 改札口 その他（ ） | | |
| | 内容 | 施設の構造及び主要な設備 | 適 否 | | |
| | 方法 | 音、点字その他 | 音 点字 その他（ ） | | |
| 乗車券等販売所、待合所及び案内所 | | | | | |
| 乗車券等販売所 | 販売所への経路 | 1の経路の「通路」に同じ | 適 否 | | |
| | 出入口の幅 | 80cm以上 | 幅（ ）cm | | |
| | 出入口の戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 | 自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃもじ その他（ ） | | |
| | | 前後に高低差なし | 高低差： 有 無 | | |
| カウンター | 車いす使用者が円滑に利用できる構造 | 適 否 職員が前に出て対応可能な構造 | | | |
| 待合所・案内所 | 経路 | 1の経路の「通路」に同じ | 適 否 | | |
| | 出入口の幅 | 80cm以上 | 幅（ ）cm | | |
| | 出入口の戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 | 自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃもじ その他（ ） | | |
| | | 前後に高低差なし | 高低差： 有 無 | | |
| カウンター | 車いす使用者が円滑に利用できる構造 | 適 否 職員が前に出て対応可能な構造 | | | |

2 すべての人が円滑に通行できる経路

公共用通路～車両等の乗降口の経路を構成するものについて記入してください。

| 整備項目 | 整備基準 | 記入欄 | 審査 |
|---------------|------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 高低差 | | | |
| 高低差がある場合 | 傾斜路又はエレベーターを併設 | 高低差： 有 傾斜路 エレベーター 無 | |
| 出入口 | | | |
| 公共用通路の出入口 | 幅 | 90cm以上 | 幅（ ）cm |
| | 戸 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 | 自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃもじ その他（ ） |
| | | 前後に高低差なし | 高低差： 有 無 |
| 通路 | | | |
| 一般基準への適合 | 一般基準に適合するものであること | 適 否 | |
| 幅 | 140cm以上（構造上困難 車いす転回部分設置の上で120cm以上） | 幅（ ）cm 車いす転回部分設置 | |
| 戸を設ける場合 | 自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 | 適 否 | |
| | 前後に高低差なし | 高低差： 有 無 | |
| 傾斜路 | | | |
| 傾斜路 | 一般基準 | 一般基準に適合するものであること | 適 否 |
| | 幅 | 120cm以上（段に併設 90cm以上） | 幅（ ）cm 段に併設 |
| | 勾配 | 1/12以下 （高低差16cm以下 1/8以下） | 勾配（ ） 高低差（ ）cm |
| | 踊場 起点終点 | 高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上 車いすが停止可能な平坦部分を設置 | 踏幅（ ）cm 有 無 |
| エレベーター | | | |
| かご | 出入口の幅 | 80cm以上 | 幅（ ）cm |
| | 幅 | 140cm以上（*） | 幅（ ）cm |
| | 奥行き | 135cm以上（*） | 奥行き（ ）cm |
| | 鏡 | 設置（*） | 有 無 |
| | 出入口の戸 | ガラス等がはめ込まれていること又は内外に画像を表示する設備を設置することによりかご内外が視認できる構造 | 適 否 |

| | | | | | |
|------------|---|---|--|--|--|
| かご (続き) | 手すり | 左右両側に設置 | 有 無 | | |
| | 表示装置 | 停止予定階・現在位置 | 停止予定階 現在位置 | | |
| | 音声装置 | ・到着階及び戸の閉鎖 ・昇降方向(かご又は乗降口ビー) | 到着階 戸の閉鎖 昇降方向 | | |
| | 車いす使用者 用操作盤 | 利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長 ・かごの位置表示 ・インターホン | 床面からの高さ() cm 戸の開放時間延長 かごの位置表示 インターホン | | |
| | 操作盤 (上記以外) | 点字表示 | 有 無 | | |
| | 戸の閉鎖制止 装置 | 感知式 | 有 無 | | |
| 緩和 | (*)については、スルー型(開閉するかごの出入口の音声案内設備付き)の場合、この限りでない | スルー型(音声案内設備付き) | | | |
| 乗降 口ビー | 車いす使用者 用操作盤 | 利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長 | 床面からの高さ() cm 戸の開放時間延長 | | |
| | 操作盤 (上記以外) | 点字表示 | 有 無 | | |
| | 高低差 広さ | 高低差なし 幅及び奥行き150cm以上 | 高低差: 有 無 幅() cm 奥行き() cm | | |

3 視覚障害者が円滑に通行できる経路

| 整備項目 | 整備基準 | 記入欄 | 審査 |
|----------|------------|---|---|
| 誘導が必要な経路 | 経路 誘導方法 | 公共用通路～車両等の乗降口 視覚障害者誘導用ブロック等、又は音声その他 | 適 否 視覚障害者誘導用ブロック等 音声誘導装置 その他() |
| 誘導が必要な経路 | 経路 誘導方法 | の経路～次の各場所 ・エレベーターの操作盤(点字表示) ・施設の案内設備(点字等) ・便所の出入口 ・乗車券等販売所 視覚障害者誘導用ブロック等 | エレベーターの操作盤 施設の案内設備 便所の出入口 乗車券等販売所 適 否 |
| 注意喚起 | 場所 | 階段、傾斜路、エスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロック等 | 階段の上端・下端 傾斜路の上端・下端 エスカレーターの上端・下端 |

4 旅客施設ごとの基準

| 鉄道駅及び軌道停留場 | | | |
|---------------------|---|--|--|
| 改札口 | 幅 | 1以上は幅80cm以上 | 適 否 |
| プラットホーム | 床の表面 | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様: |
| | 視覚障害者の転落防止 | ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他 | ホームドア 可動式ホームさく 点状ブロック等 その他() |
| | 線路側以外端部の転落防止 列車の接近の警告 | さく(階段がある場合等 この限りでない) 文字等による警告設備及び音声による警告設備を設置 | さく 階段 その他() 文字等による設備 音声による設備 |
| バスターミナル | | | |
| 乗降場 | 床の表面 | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様: |
| | バス車両用場所への進入防 | さく、点状ブロック等その他視覚障害者の進入防止のための設備を設置 | さく 点状ブロック等 その他() |
| | 構造 | バスに車いす使用者が円滑に乗降できる構造 | 適 否 |
| 旅客船ターミナル | | | |
| タラップ等 | 幅 | 90cm以上 | 幅() cm |
| | 手すり | 設置 | 有 無 |
| 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設の緩和 | 床の表面 | 粗面、滑りにくい材料仕上げ | 仕様: |
| | 波浪により旅客が転倒するおそれのある場所 | 波浪により旅客が転倒するおそれのある場所 | 適用 場所: |
| 視覚障害者の水面への転落防止 | 転落のおそれのある場所に、さく、点状ブロック等その他視覚障害者の転落防止のための設備を設置 | さく 点状ブロック等 その他() | 場所: |

整備誘導基準

| 整備項目 | | 整備誘導基準 | 記入欄 | 審査 | |
|----------------|-----|---------------------------|---|----|--|
| オストメイト対応 便所 | 設置数 | 1以上（男女区別あるとき それぞ れ1以上） | 設置数（ ） | | |
| | 設備 | フラッシュバルブ式汚物流し等を適 切に配置 | 汚物流し パウチ洗浄水栓 給湯設備 荷物置き棚等 水石入れ ペーパーホルダー 汚物入れ その他（ ） | | |
| | 標識 | 掲示 | 有 無 | | |
| 避難口誘導灯 | | 点滅機能及び音声誘導機能 | 点滅機能 音声誘導機能 | | |

【備考】

| 整備項目 | 整備基準への適合が困難な理由等 | 代替措置等 | 審査 | |
|------|-----------------|-------|----|--|
| | | | | |

注

- 1 記入欄（太枠内）に必要事項を記入し、また、該当する項目にチェックしてください。
- 2 複数の整備項目がある場合は、最も条件の厳しいものについて記入してください。
（例1：出入口や通路の幅 最小のものの数値 例2：傾斜路の勾配 最大のものの数値）
- 3 備考欄には、整備基準への適合が困難な場合や、整備基準に代わりそれと同等以上の措置を取ろうとする場合に記入するほか、適宜活用してください。
- 4 審査欄には記入しないでください。

表紙のマークは、京都府が進める福祉のまちづくりのシンボルマークであり、K(Kyoto-fu)、F(Fukushi)、M(Machizukuri) の3つの文字からできています。

長寿社会を迎え、障害者や高齢者をはじめ多様な人が互いに理解し、地域社会で日常的に交流している姿をデザインすることにより、ノーマライゼーションの具現化を表現しています。

京 都 府 福 祉 の ま ち づ く り 条 例
京 都 府 福 祉 の ま ち づ く り 条 例 施 行 規 則

平成 19 年 4 月

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
京都府保健福祉部福祉総括室福祉のまち推進室
TEL 075-414-4551 FAX 075-414-4615
土木建築部建築指導課
TEL 075-414-5346 FAX 075-451-1991

